

2009年5月24日

「特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見

経済産業省消費経済政策課パブリックコメント担当 御中

この度の特定商取引法の改正については画期的改正と評価しておりますが、その内容も政省令に委ねられている部分もあり、

審議の推移を見守ってまいりました。

今回、施行規則の改正（案）が出されたことにつき、下記のように意見を申し述べさせていただきます。

記

1、法第2条関係

「営業所等」の定義について、『当該設備により売買契約又は役務提供契約の締結が行われる設備が設置されている場所』を加えることに賛成します。

理由：無人の設備に関しては、消費者の主体的意思が形成されて行為が成立すると思われることから、あらためての記述は不要とも思いますが、法律を補完、明確化することを考えた場合、記述は妥当と考えます。

2、法第7条関係

「通常必要とされる分量を著しく超える」いわゆる過量販売解除権と勧誘行為を指示対象行為としたことに鑑み、

これに類する勧誘行為も併せて省令に規定することに賛成します。

理由：1回の契約によって過量となる「売買契約」のみならず、1回の契約によって過量となる「役務提供契約」もきちんと明示するべきであると考えます。

また、複数回によって過量となる「売買契約」及び「役務提供契約」も指示対象行為とすることは、いわゆる次々販売による問題点を解消する上でも必要不可欠と思います。絶対に必要な規定と考えます。

3、法第11条及び第15条の2関係

(1) 広告における表示について

通信販売における返品トラブルを防止するため、改正法がより明確に通信販売における契約の申し込みの撤回又は売買契約の解除について

規定されたことを高く評価します。しかし、返品特約の表示については事業者にとって任

意になる危険性があることをふまえ、

省令において表示を明瞭化するよう明示することに賛成します。

(2) 電子消費者契約における「広告に表示する方法以外の方法」について

インターネット通信販売においては、どこに返品特約が表示されているか画面上見過ごすケースがままあります。「広告に表示する以外の方法」でも、

返品特約を表示しなければ、当該特約を有効にすることは出来ないとする規定に賛成します。

なお、消費者が必ず、操作を行う最終の申し込み画面に表示するという当該特約を認識しなければ申込をできない(しない)とする規定は

消費者の誤認を防ぐ意味でも効果的と考えます。

(3) 表示事項の省略について

法第 11 条但し書きの表示事項の省略についても「返品の可否」、「返品が可能となる条件」、「返品に係る送料負担の有無」については

省略できないとすることには当然のことと考え、賛成します。

また、省略できないのみならず、消費者にとって誤解の生じない分かりやすい文言で表示するよう併せて要請します。

以 上

問い合わせ先

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会 世話人 花井淳子・佐藤寿美

152-0031 東京都目黒区中根 2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678 FAX 03-3718-4015